

金沢市における用水保全施策の特徴と用水の地域的役割

著者	山下 亜紀郎
雑誌名	筑波大学人文地理学研究
巻	38
ページ	1-12
発行年	2018-04
URL	http://hdl.handle.net/2241/00151586

金沢市における用水保全施策の特徴と用水の地域的役割

山下亜紀郎

キーワード：用水，用水保全条例，多面的機能，金沢市

I はじめに

都市の市街地内に存在する河川や水路・掘割等の水の流れは、都市に文化景観としての個性と多様性を与えるとともに、気候や生態系といった自然環境面にも好影響をもたらすものである。実際にそうした水環境を都市再生や地域活性化に活用した事例は、日本国内にいくつもある（渡部，1984；吉川，2005）。しかしながら一方で、市街地内を流れる用水が都市化の進展にもなって失われてしまったり、維持管理の担い手が不足し荒廃してしまったりする事例も多い。それに対して、市街地内を流れる用水に、都市住民の生活の質向上につながる多様な用途を見出すことで、さまざまな主体がその価値を共有し維持管理に参画するための仕組みが検討されている。農林水産省は、従来からの農業用水を、生態系保全や親水機能、防火・消雪機能などといった多面的機能を持った「地域用水」と位置付け、そうした機能の維持・増進を図るための事業を全国各地で推進している。また、国土交通省も2006年から、市街地内を流れる河川や水路に対して、「環境用水」としての水利使用許可を制度化した。環境用水とは、河川や水路の水質や景観、親水空間などの維持・改善を図ることを目的として流す水のことであり、秋山（2007）は、他の水利使用と異なる点として、①需要主体を特定できない、②特定の目的と結び付かない、③利用料金が支払われない、④用水の

存在形態が明確でない、の4点を挙げている。すなわち環境用水とは、不特定多数の都市住民が無償かつ無意識的にその恩恵を受用するものであるといえる。

こうした地域用水や環境用水という用語で表される用水の多面的機能というものを、実際に都市住民がどの程度認識し日常生活において有効に活用しているのかに関する実証的な研究は、十分に蓄積されているとはいえない。本稿の目的は、市街地内を流れる用水が、いかにして持続的に利用・維持管理されるのかを検討するための事例として、先駆的といえる都市における、用水の保全と多面的利用の実情について詳述することである。

本稿が取り上げるのは、用水をはじめとする自然的・歴史的景観の保全に積極的に取り組んできており、市街地内を流れる農業用水が古くから都市住民によってさまざまに利用されてきた、石川県の金沢市である。次章以下ではまず、歴史・文化都市金沢としての性格と景観行政の経緯を概観する。次に、その景観行政における用水の位置付けを検討し、用水保全条例の内容を詳述する。そして最後に、都市住民による用水の多面的利用の実態について明らかにする。

II 金沢市における景観行政のあゆみ

金沢を形容する言葉に「周回遅れのトップランナー」というものがある。陸上のトラック競技で、

先頭集団からほぼ1周遅れのランナーが、見かけ上先頭を走るトップランナーのようにみえることがあるが、近代以降の金沢という街のあゆみをそれになぞらえての言葉である。

近世の金沢は、加賀百万石の城下町といわれるように、外様大名で最大の石高を誇る大藩の政治・経済・文化の中心地であり、日本有数の都市であった。1876（明治9）年における金沢の人口は97,654人であり、これは東京、大阪、京都、名古屋に次ぐ全国で5番目の規模であった（古厩、1997）。その後の人口は、第1回国勢調査が行われた1920（大正9）年には約13万人、1940年には約20万人、1975年には約40万人、そして2010年には約46万人と増加してきた。しかしその増加率は、近代以降の日本経済の中心である三大都市圏をはじめとする太平洋ベルトの諸都市とは大きな隔たりがあり、人口規模の順位としては、1920年11位、1940年23位、1975年29位、2010年35位であり、都市としての相対的地位は低下の一途を辿った。その要因は、金沢をはじめとする北陸・東北・山陰などの諸地域から三大都市圏を中心とする太平洋ベルトの諸都市への人口流出であるが、この人口規模からみた相対的地位の低下は、産業の集積や資本の蓄積といった経済的側面における相対的地位の低下ももたらしたといえる。すなわち、近代以降の金沢は、人口・経済面からみると東京、大阪、名古屋などの大都市から「周回遅れ」にされたといっても過言ではなからう。

一方で金沢は、近世以来の伝統的な文化や景観を今に色濃く残す街でもある。とくに都市景観については、1898年に北陸線の小松－金沢間が開業した際、旧城下町の外縁部に駅を建設し鉄道を通じたこと、第二次世界大戦の戦禍を免れたことから、近世以来の街路網や用水網、建築物や町割り等が、大規模な改変を受けることなく現代に残された。また、犀川、浅野川が並行して市街地内を貫流し、その両川によって形成された段丘地形や緑地帯などの自然環境も、金沢に特有の景観を産み出す重要な要素となっている。そのような金沢固有の伝統的景観を保存することの必要性は、戦

後から高度経済成長期の1960年代にはすでに、市内外の有識者らによって主張されていた。折しも当時は、経済発展が何よりも優先され、日本各地で大規模な開発に伴う自然環境や歴史的景観の破壊が進みつつある時代であった。そのような中、金沢市は全国に先駆けて、都市の歴史的景観を保存するための条例を制定した。1968年の「金沢市伝統環境保存条例」である。これは、1966年の国による「古都保存法」の制定に続くものであるが、地方自治体が制定する条例としては、全国で最初のものであった（第1表）。この条例では旧城下町の寺院群や武家屋敷群、犀川や浅野川の風致地区など、8地区76.6haが伝統環境保存区域として指定された。

この条例の制定から20年を経た1989年には、新しい景観条例としての「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」が制定された。この条例では32地区1,558.5haに増えた伝統環境保存区域に加え、13地区153.8haの近代的都市景観創出区域が指定された。この新条例制定をきっかけに、金沢市は、都市の自然的・歴史的景観を構成するさまざまな要素を保存・創出するための条例を次々に制定した（第1表）。そのうちの1つが、後述する1996年に制定された「金沢市用水保全条例」である。これらの条例はいずれも、他都市に類をみない金沢市特有のものであり、このような先駆的で継続的な金沢市の景観に対する取り組みは、2004年の国の「景観法」制定に際しても参考にされ（山出、2014）、より新しい景観条例である2009年の「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」にも反映されることになった。さらに同2009年には、金沢市は岐阜県高山市や山口県萩市などとともに、国の「歴史まちづくり法」に基づく最初の「歴史都市」に認定された（第1表）。

以上のように金沢市は、都市の自然的・歴史的景観の保存・創出に関しては、常に先駆的でユニークな施策を展開してきた。近年の金沢大学や石川県庁舎等の郊外移転に対しても、都心の跡地利用として都市公園の整備や美術館の建設を行うこと

第1表 金沢市における景観行政のあゆみ

年	事項
1968	「金沢市伝統環境保存条例」制定
1977	「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」制定
1989	「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」制定
1994	「金沢市こまちなみ保存条例」制定
1995	「金沢市屋外広告物条例」制定
1996	「金沢市用水保全条例」制定
1997	「金沢市斜面緑地保全条例」制定
2001	「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」制定
2002	「金沢市の歴史的文化的遺産である寺社等の風景の保全に関する条例」制定
2005	「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」制定 「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」制定
2009	「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」制定 「金沢市景観総合計画」「金沢市景観計画」策定 歴史まちづくり法に基づく「歴史都市」第一号に認定
2010	文化財保護法に基づく「重要文化的景観」に選定
2012	「金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例」制定

(金沢市の資料により作成)

で、空洞化した都心の賑わいを復活させる政策を実施している(山下, 2007)。金沢市は、人口・経済面で三大都市圏に追い付くことを目指すよりも、全国に先駆けて固有の伝統文化や歴史的景観を守り育てつつ、新しい文化や環境を創出する政策を打ち出しそれを継続することで、経済発展よりも環境や文化への関心が高まるようになった21世紀の現代において、気がつけば大都市を後ろに従えて先頭を走っていたという、文化・景観面における「トップランナー」なのである。

すなわち「周回遅れのトップランナー」とは、決して否定的な意味で金沢を揶揄する言葉ではなく、急速な経済発展を目指して突っ走った代償に豊かな自然や伝統的な景観を失ってきた大都市に対するアンチテーゼとしての、歴史・文化都市金沢の誇りと自負を表現している言葉なのである。

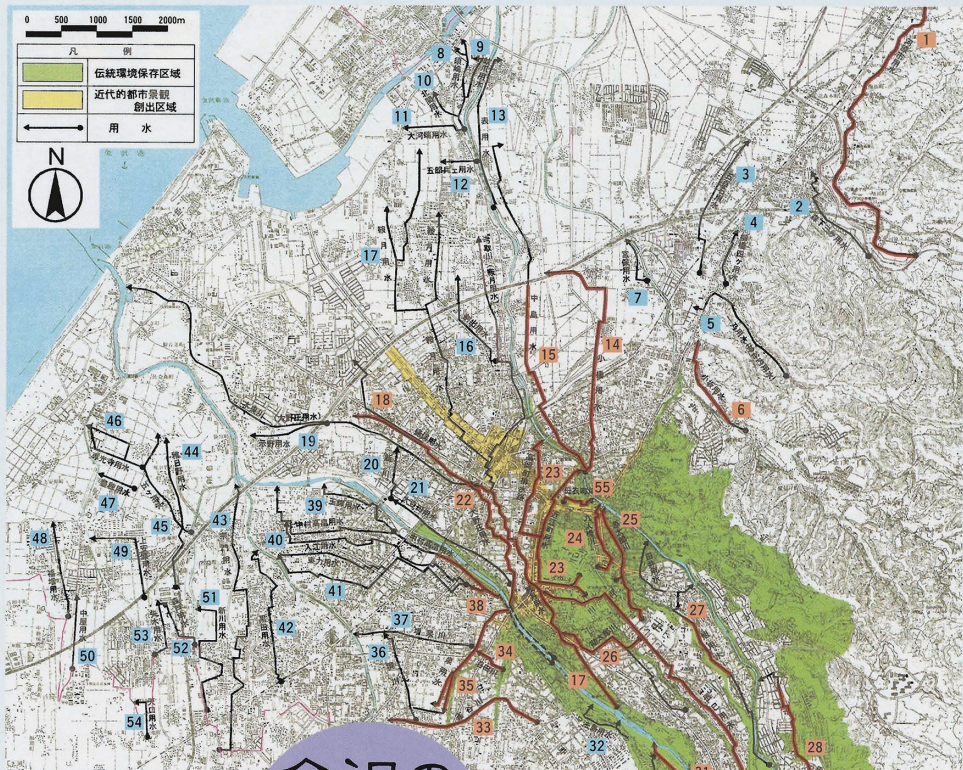
Ⅲ 景観行政における用水保全の位置付け

金沢固有の自然的・歴史的景観にとって重要な構成要素の1つが用水である。金沢市内には固有の名称を有する用水だけで55本が流れており(第

1図)、それらは、山裾の自然植生の中を流下したり、市街地の中を縫うように貫流したり、広大な田園地帯の中を流れていたり、きわめて多様である(山下, 2001)。

金沢市において、伝統的な都市景観の構成要素としての用水の保存と修景を提言した最初のもの、1979年に金沢経済同友会都市問題委員会が発行した『金沢の用水』という小冊子である(第2表)。この小冊子では、用水は金沢の文化財と位置付けられ、市街地化によって失われていくことへの危機感が示され、用水の修景・再生構想が提示された。そして翌1980年に金沢市が策定した「水と緑の再生計画」においても、具体的な用水の保存・復元が計画された。1982年には「金沢市伝統環境保存条例」が用水重視の方向で改正され、主な用水沿いの区域が新たに伝統環境保存区域に追加された。また、具体的な保存方針を企画推進する専門部会の1つである美化推進部会から分離独立する形で、新たに用水部会が設置された。

1989年に制定された「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」でも、旧城下町における用水の流れる景観が、伝統環境



金沢の用水網

用水網の総延長は、約150kmにも及びます。

- 1. 河原市用水
- 2. 森下三ヶ用水
- 3. 五百石用水
- 4. 柳橋四ヶ用水
- 5. 一乃用水 (神谷内用水)
- 6. 小坂用水
- 7. 宮保用水
- 8. 須崎用水
- 9. 蚊爪用水
- 10. 北間用水
- 11. 大河端用水
- 12. 五郎兵工用水
- 13. 表用水
- 14. 小橋用水
- 15. 中島用水
- 16. 割出用水
- 17. 鞍月用水 (一部、旧西外惣構堀)
- 18. 樋俣用水
- 19. 示野用水
- 20. 新川
- 21. 大豆田用水
- 22. 大野庄用水
- 23. 辰巳用水 (下流部は旧西外・内惣構堀)
- 24. 九人橋川 (旧東内惣構堀)
- 25. 源太郎川 (一部、旧東外惣構堀)
- 26. 勘太郎川
- 27. 田井・旭用水
- 28. 金浦用水

- 29. 寺津用水
- 30. 長坂用水
- 31. 大森用水
- 32. 法島用水
- 33. 雀谷川
- 34. 沼田川
- 35. 泉用水
- 36. 境川
- 37. 増泉川
- 38. 中村富島用水
- 39. 五鋒用水
- 40. 入江用水
- 41. 東力用水
- 42. 黒田用水
- 43. 宗門用水
- 44. 稚日野用水
- 45. 五ヶ用水
- 46. 専光寺用水

- 47. 豊種用水
- 48. 福増用水
- 49. 上安原用水
- 50. 中屋用水
- 51. 新川用水
- 52. 森戸用水
- 53. 矢木用水
- 54. 天口用水
- 55. 母衣町川 (旧西内惣構堀)

赤字および赤色区間は保全指定用水で、用水保全基準が定められています。

第1図 金沢の用水網

(金沢市歴史建造物整備課の資料より転載)

第2表 金沢市における用水保全・修景のあゆみ

年	事 項
1979	金沢経済同友会が用水の保存・修景について提言 石川県による辰巳用水の開渠化・護岸整備
1980	「水と緑の再生計画」策定
1981	鞍月用水改修工事（長町）
1982	金沢市伝統環境保存条例の改正 辰巳用水改良工事（玉川町）
1983	辰巳用水復元事業（石引） 中村高島用水改良工事（中村町）
1983～85	鞍月用水再生事業（香林坊）
1984	辰巳用水改修・修景工事（柿木島）
1985～90	歴史的地区環境整備街路事業（大野庄用水：長町）
1991～92	大野庄用水修景整備工事（長町）
1991～93	辰巳用水修景整備工事（大桑町、錦町）
1993	鞍月用水修景工事（柿木島）
1995～2004	地域用水環境整備事業金沢鞍月地区（鞍月用水）
2006～14	地域用水環境整備事業大野庄地区（大野庄用水）

(金沢市の資料により作成)

保存区域のシンボル景観区域あるいは歴史的街並み景観区域に含まれ保存対象となった。また、この条例で区域指定されていない地域における用水についても、1996年に「金沢市用水保全条例」を制定し、それに基づいて個別に保存・修景が進められることとなった（詳細は後述）。

ところで、金沢市内で最初に行われた具体的な用水修景事業は、1979年に石川県が事業主体となって兼六園に程近い出羽町で実施された、辰巳用水の開渠化・護岸整備である。その後1980年代以降、金沢市が事業主体となり、鞍月用水、辰巳用水、中村高島用水、大野庄用水で次々と用水の開渠化、護岸整備、歩道設置などが行われた（第2表）。近年の事業で特筆すべきなのは、1995～2004年と2006～14年に、それぞれ農林水産省の補助事業（地域用水環境整備事業）として鞍月用水と大野庄用水で実施されたものである（第2表）。これらは総延長1km以上におよぶ大規模なものであった。

近年の景観行政全体における用水保全の位置付けとしては、より文化財的価値を重視する形で、辰巳用水、大野庄用水、鞍月用水の三用水と、金沢城を取り囲むように二重に巡らされた内惣構掘

と外惣構掘の保全・復元に、より重きが置かれるようになっている。1995年に金沢市は「金沢世界都市構想」を発表したが、その中で伝統的都市景観と近代的都市景観に加え、“金沢らしい景観”が提示され、用水の保全も盛り込まれていた。しかし、その後策定された「金沢世界都市構想第2次基本計画」（2006年）になると、“金沢らしい景観”の項目がなくなり、“用水・みち筋の保存・再生”と“文化遺産の保存”の項目に、主に惣構掘の復元のみが挙げられている。

2004年に国の景観法が制定されたが、金沢市ではその景観法に適合させる形で従来の景観条例を改正し、2009年に「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定した。この条例では市全域が対象地域に指定されたことで、個々の指定区域や指定項目が多様で、用水保全はそれらに埋もれてしまった感が否めない。条例の景観構成要素としては“歴史遺産”の項目の中に用水・惣構掘が含まれており、惣構掘と辰巳・大野庄・鞍月用水が“景観重要用水”に指定されている。一方、景観法に基づく法定計画である「金沢市景観計画」（2011年策定）では、景観計画区域のう

ち金沢市独自の条例に基づいて指定された景趣継承区域の保全用水区域として、用水保全条例で保全指定されている21用水に係る区域がそのまま位置付けられている。

2009年に金沢市は「歴史まちづくり法」に基づく歴史都市に認定され、「歴史的風致維持向上計画」を策定した。ここでも用水関連としては、惣構掘の復元が中心的に取り上げられており、用水保全条例に基づく農業用排水の整備・管理にも言及している。2010年には金沢市の城下町景観が、文化財保護法に基づく“重要文化的景観”に選定されたが、用水としては惣構掘と辰巳・大野庄・鞍月の三用水のみがそれに含まれている。また、惣構掘の復元は、2014年に策定された金沢市の新しい総合計画にあたる「世界の交流拠点都市金沢重点戦略計画」でも掲げられている。

すなわち、近年の金沢市の全体的な景観行政においては、用水保全関連として惣構掘の復元に重きが置かれており、その他の用水全般の保全と利用については専ら「金沢市用水保全条例」に基づいて運用がなされているといえる。

IV 金沢市用水保全条例

「金沢市用水保全条例」（以下、ここでは本条例と略記）は、1996年4月1日に施行された。本条例制定の背景には、前述の1968年の「金沢市伝統環境保存条例」にはじまる、非震災都市としての用水を含めた都市の自然的・歴史的景観に対する先駆的な取り組みがあり、1979年の金沢経済同友会都市問題委員会による提言にはじまる、金沢固有の豊かな用水網の保存・復元の取り組みがある。本条例の制定はまさに、金沢市の「周回遅れのトップランナー」としての景観行政の延長線上にあるといえる。

本条例の第1条によると、本条例の目的は、「藩政時代から金沢のまちを網の目のように流れ、四季折々の風景を映し出し、市民生活にさまざまな恵みをもたらしてきた用水を、市民とともに保全することにより、潤いとやすらぎにあふれる本市

固有の用水環境をはぐくみ、貴重な財産として後代に継承すること」とある。本条例は全17条からなり、具体的な用水保全の手順が示されている。以下にその手順を紹介する。

まず第5条では、保全用水の指定について定められている。金沢市には固有の名称を有する用水だけで55本が流れているが、そのすべてに保全基準を定めるのではなく、その歴史的価値や知名度、周辺環境や市民による利用状況などを勘案した上で、有識者からなる用水保全審議会の意見聴取を経て、市長が特に保全を必要とする用水とその区間を指定することになっている。1997年6月の1次指定では、辰巳用水、鞍月用水、大野庄用水、中村高島用水、泉用水、寺津用水の六用水が指定され、2006年12月の6次指定までに計21用水が指定された（第3表）。

次に第6条では、保全指定された用水・区間ごとに用水保全基準を定めることになっている。この用水保全基準は、総論としての基本事項に加え“用水の景観”、“開渠化の促進”、“清流の確保”、“用水の利用”の4つの事項（と、その他市長が必要であると認める事項）からなる。第4表に1次指定6用水の用水保全基準を示す。用水の景観に関しては、周囲の自然環境や市民生活との調和、および歴史的遺産としての雰囲気への保全が強調されている。開渠化の促進に関しては、もともと開渠部の多い区間においては現行以上の架橋や暗渠化は行わないと明記されており、都心部等で暗渠部の多い区間においては、必要以上に幅の広い私有橋の撤去や狭小化（付替）を図り、駐車スペース等の通行以外の目的に水面上を使用しないよう努めるとしている。私有橋は原則、1敷地1橋とし、歩行者用は幅2m以下、自動車用は幅4m以下と定められている。清流の確保に関しては、年間通水を確保すること、定期的な清掃を行うこと、水生生物の生息を促すことが掲げられている。用水の利用に関しては、用水沿いの歩道の設置、積雪時の消雪水路や火災時の消火用水源としての利用などが挙げられている。

第7条以下には実際の運用の手順が示されてい

第3表 金沢市用水保全条例による保全用水の指定

	年 月	用 水
1次指定	1997年6月	辰巳用水, 鞍月用水, 大野庄用水, 中村高島用水, 泉用水, 寺津用水
2次指定	1998年6月	長坂用水, 小橋用水, 中島用水, 旭用水, 金浦用水
3次指定	2000年12月	九人橋川, 源太郎川, 母衣町川, 勘太郎川
4次指定	2003年6月	小坂用水, 樋俣用水, 大桑用水
5次指定	2005年12月	雀谷川, 沼田川
6次指定	2006年12月	河原市用水

(金沢市の資料により作成)

る。保全用水内で「(1) 橋梁その他の工作物の設置, 大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更, (2) 堤防, 護岸及び河床に係る工事」, あるいは保全用水に接する土地内で「(1) 建築物その他の工作物の新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更, (2) 木竹の伐採」を行うとする者は, あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。市長はその届出に対し, もし用水保全基準に照らし合わせて適合しないと認めるときは, 用水保全審議会の意見も聴きながら助言, 指導, 勧告をすることになっている。なお, 保全用水以外の用水についても, 具体的な保全基準はないものの, 用水の保全に重大な影響があると認められる場合には, 市長は同様に助言, 指導, 勧告を行うことができる。

本条例に定められた用水保全基準は, 私有地における行為のみならず, 当然, 国や地方自治体による用水改修工事のような大規模な公共事業においても適用されるものである。ここでは実際の本条例の適用事例として, 1995~2004年に鞍月用水で実施された地域用水環境整備事業の内容について紹介する。

1995~2004年に実施された「地域用水環境整備事業金沢鞍月地区」は, 鞍月用水のうち都心部を流れる区間(市役所裏から金沢駅に近い中橋町までの1,483m)を対象に行われた。総事業費は約26億円であり, 石積護岸の整備や無電柱化, 張出

歩道の設置, 私有橋の付替, 防火用ピットや魚憩場の設置, 清掃や用水管理用の階段の設置などが行われた。親水公園も3カ所で建設された。張出歩道とは, 道路の歩道部分が用水上に張り出している構造のものであり, 限られた空間で道路幅を確保しつつ用水の幅も確保するための工夫である。また住居裏等で用水沿いの歩道がなかったところにも新たに張出歩道を設置することで, ほぼ全区間にわたって用水沿いを歩ける空間が整備された(写真1, 2)。用水沿いの住居や店舗に架かっていた90カ所の私有橋は, できるだけ幅を狭くし, 用水景観や開渠部の確保に配慮したデザインのものに付け替えられた(写真3, 4)。防火用ピットとは, 用水底にマンホールのような穴が開いていて, 火災時に消防車が用水を汲み上げるためにホースを投入する設備であり(写真5), 17カ所に設置された。魚憩場とは, 用水を泳ぐ魚が休息できるよう水深を深くし水の流れを緩くする構造になっているところであり, 8カ所に設置された。これらは火災時においては消防ホースを投入する防火用ピットの役割も兼ねる。清掃や用水管理用の階段は11カ所に設置された(写真6)。また, 用水沿いの柵は, ところどころ開くようになっており, そこから雪を捨てることができるようになっている。柵は普段は施錠されており, 近隣町会の町会長が鍵の管理をしている。その他には地域住民によってホタルの生息環境が整備されているところもある(写真7)。

第4表 1次指定6用水の用水保全基準

	辰巴用水 (末町・遊歩道区間)	鞍月用水 (小立野通り～吐口)	大野庄用水	中村高島用水	泉用水	寺津用水
延長	2540m	8,490m	2200m	1,385m	2,200m	1,790m
基本事項	段丘沿いの自然に調和した用水環境を保全し、水の流れや水生生物等にふれあえる面を創出する。	乗六園周囲の歴史的雰囲気と行政・文化ゾーンにふさわしい風格と落ち着きのある用水景観の保全と再生を図る。	落ち着いたたたずまいの住宅街や商店街の調和した用水景観の形成を図るとともに、多様な利用を促進し、暮らしに役立つ用水空間を創出する。	落ち着いたたたずまいの住宅街に調和した用水景観の形成を図るとともに、多様な利用を促進し、暮らしに役立つ用水空間を創出する。	歴史的雰囲気の街並みや旧街道裏の静かな住宅街に調和した用水景観の形成を図るとともに、多様な利用を促進し、暮らしに役立つ用水空間を創出する。	山すその豊かな自然に調和した用水環境を保全し、清らかな流れと水生生物等にふれあえる、やすらぎのある用水空間を創出する。
用水の景観に関する事項	地形の変化や周囲の緑を生かし、段丘沿いの自然と一体になった用水景観の形成を図る。	歴史的雰囲気と調和した用水景観の保全と形成を図るとともに、旧物構掘区間(旧西内惣構掘、旧西外惣構掘)においては可能な限り惣構掘を復元する。	変化する街並みに連続感を与えるとともに、住宅街では落ち着いた雰囲気を、商店街では潤いのある用水景観を形成する。さらに、旧物構掘区間では物構掘としての風情を保全する。	歴史と伝統を感じさせる街並みと調和した用水景観を形成する。	歴史的雰囲気や農村集落の雰囲気が残る街並みに調和した用水景観の形成を図る。	地形の変化や周囲の緑を生かし、山すその自然と一体になった用水景観の形成を図る。
開渠化の促進に関する事項	現行以上の架橋や暗渠化は行わない。ただし、やむを得ない場合は、必要最小限のものとする。	神社仏閣や公共施設周囲の暗渠化された旧惣構掘の開渠化に努める。また、現行以上の架橋や暗渠化は行わず、必要以上に幅の広い私有橋は狭小化する。	必要以上に幅の広い私有橋の撤去または狭小化を図り、通行以外の目的には使わないように努める。	必要以上に幅の広い私有橋の撤去または狭小化を図り、通行以外の目的には使わないように努める。	必要以上に幅の広い私有橋の撤去または狭小化を図り、通行以外の目的には使わないように努める。	現行以上の架橋や暗渠化は行わない。ただし、やむを得ない場合は、必要最小限のものとする。
清流の確保に関する事項	用水量の有効配分を図り清流を確保し、年間通水ができるよう工夫する。また、水生生物の生息に配慮した水路構造と、水生動物を積極的に植え、水生動物の生息を促す。	用水量の有効配分を図り清流を確保し、年間通水ができるよう工夫する。また、水生生物の生息に配慮した水路構造として生息空間の形成を促す。	年間通水を確保し、定期的な清掃を行い、清流の確保に努める。また、水生生物の生息に配慮した水路構造として生息空間の形成を促す。	年間通水を確保し、定期的な清掃を行い、清流の確保に努める。また、水生生物の生息に配慮した水路構造として生息空間の形成を促す。	年間通水を確保し、定期的な清掃を行い、清流の確保に努める。また、水生生物の生息に配慮した水路構造として生息空間の形成を促す。	年間通水を確保し、定期的な清掃を行い、清流の確保に努める。また、水生生物の生息に配慮した水路構造として生息空間の形成を促す。
用水の利用に関する事項	用水沿いの散策路や階段護岸等を整備し、水の流れに親しみ、周囲の緑や水生生物等にふれあえるよう工夫する。	必要に応じて、消雪水路と併せて利用を促進する。また、現行の親水施設を保全し、さらに階段護岸等を積極的に整備し、水の流れや水生生物等にふれあえるよう工夫する。	消雪水路や消火用水源としての利用を促進する。また、交通安全を確保し、安全な用水沿いの歩行者空間を創出し、親水公園等も積極的に整備する。	消雪水路や消火用水源としての利用を促進し、住宅密集地では延焼の遮断を図られるよう工夫する。	消雪水路や消火用水源と交通安全を確保し、安全な用水沿いの歩行者空間を創出する。	用水沿いの散策路や階段護岸等を整備し、水の流れに親しみ、周囲の緑や水生生物等にふれあえるよう工夫する。
その他		旧三社水柵および旧木柵場を保全し、歴史的遺産にふさわしい景観形成と親水空間としての利用を図る。				

(金沢市の資料により作成)



写真1 住居裏に新たに設置された張出歩道1
(2014年8月著者撮影)



写真2 住居裏に新たに設置された張出歩道2
(2014年8月著者撮影)



写真3 付け替えられた私有橋
(2014年8月著者撮影)



写真4 開渠部を確保するためにくびれた私有橋
(2014年8月著者撮影)

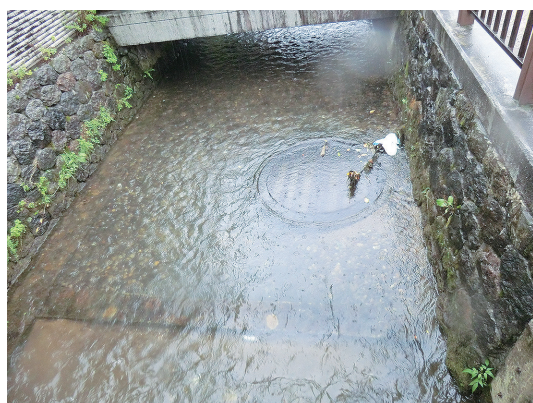


写真5 用水底に設けられた防火用ビット
(2014年8月著者撮影)



写真6 用水へ下りるための階段
(2014年8月著者撮影)



写真7 ホタルの生息環境が整備された区間
(2014年8月著者撮影)

V 用水の機能と地域的作用

このように条例その他の法制度によって歴史的遺産として保存・修景されてきた金沢の用水は、古くからさまざまな用途に利用されてきた。藩政期には城の防衛用の掘割としてや、船で城下内に物資を運ぶための舟運路としての機能を有していた。また、製粉や精米といった水車を要する工場が用水沿いに立地したり、浅野川の友禅流しのように染物の糊落としに用水が使われたりすることもあった。しかし、用水の機能としてもっとも主要なもののは灌漑用である。たとえば大野庄用水という名は、中世荘園の大野庄を灌漑する用水であったことに由来しており、前田利家が金沢に入城し近世城下町を建設する以前からあった用水である。その他の用水の多くも、主に17世紀以降およそ300年にわたって灌漑用水として現在も利用されており、それぞれの土地改良区によって管理されている。水源は大半が浅野川もしくは犀川であり、当然水利権も設定されている。河川法に基づいて届出された許可水利権もあれば、慣行水利権のままのものもあり（鞍月用水や大野庄用水は慣行水利権である）、冬季の非灌漑期において期別水利権が $0\text{m}^3/\text{s}$ の用水もあれば、通年的に水利権を有している用水もある。

都市住民にとっての生活用水としての機能であるが、炊事や飲料用といった用途には従来から井

戸水が用いられ、用水は利用されなかった。しかし、洗い物や、庭や道路への撒水、武家屋敷の庭園への曲水（庭内の池への引水）、積雪時の雪捨て場、火災時の消火用としては、用水は古くから利用されていた（山下，2001）。かつて用水には「コウド」と呼ばれる洗い場が随所に設けられており（写真8）、家庭用洗濯機が普及する以前は、住民は洗濯物を持ってコウドへ行き洗濯をした。畑で収穫した野菜の泥を落とすのにも用水が使われた。また、用水沿いの世帯では植木への水やりや道路への打ち水に用水が古くから利用されており、それ専用の長柄の柄杓や紐付きのバケツで用水の水を汲む光景が現在でもみられる。

一方、散策路としての利用と雪捨て場や消火用としての利用は、現在の都市住民にとっての用水の主要な用途である。その理由は、前述した用水保全条例の中で、これら3つの用途での用水利用が提唱されており、鞍月用水の修景事業の事例でみたように、行政もその利用に供するための設備の整備を行っているからである。散策路は、地域住民のみならず観光客にも用水沿いの景観を楽しむために利用されており、一方で普段の通勤・通学用の生活道路としても利用されている。雪捨て場としては、金沢市では毎年12月に、市街地内を



写真8 かつて洗い場として使われていた「コウド」
(1999年11月著者撮影)

流れる用水の各所に消雪板を設置している（写真9）。用水にたくさん雪を捨てすぎると、雪が堰の役目を果たし用水の水が溢れて問題になることが従来からたびたびあった。そこで用水の岸に網目状の金属板（消雪板）を斜めに立て掛け、そこに雪を捨てることで、消雪板裏の用水の流れを確保し溢れないようにした。これは1983年から行われており、年々設置数が増えている。消火用としては、前述の防火用ピットなど用水の水深を保ってホースを投入できるような設備が、用水改修工事に際して施工されている。また、旧城下町の都心部では道路が狭く入り組んでおり、消防車が到着しにくいことから、住民が用水の水をバケツリレーして初期消火にあたることも、防災訓練の際に実施している地域もある。一方、「金沢市地域防災計画」によると、震災等の災害時における緊急水源として、井戸水や湧水とともに用水も位置づけられている。

古くから行われていた洗濯や水まき、曲水や雪捨て場、消火用としての利用は、季節を問わず行われていたものであり、そのためには、灌漑期と非灌漑期とで流量に差があるとはいえ、通年的に用水に水が流れていなければならない。実際、金沢の用水における通年通水の実績は古く、もともと非灌漑期にも（慣行）水利権を有していた土地改良区が、用水が汚れたり破損したりするのを防止する目的で、水利権の範囲内の流量で通年的に



写真9 用水に設置された消雪板
(2015年12月著者撮影)

水を流していたことに由来する。市街地内を流れる用水区間における都市住民による各用途での利用や、景観面に配慮した金沢市による流水の確保に関しても、土地改良区として特段そのことを問題視するようなことはなく現在に至っているようである。一方、用水の中には市街地に降った雨水が流入する排水路の機能を持つものもあり、それらも含めたいくつかの用水については、市街地の内水排除の目的から取水口の水門操作に関して、土地改良区と金沢市の間で水門管理協定が結ばれている。そのような用水では、大雨時の洪水防止と非灌漑期の通年通水のための水門操作を、土地改良区ではなく金沢市が行っている。また、用水の市街化区域内を流れる区間については、護岸の補修等の工事は金沢市のほうで請け負っており、清掃活動には非農家である近隣の都市住民が参加している事例もある。

VI おわりに

以上本稿では、金沢市における先駆的・継続的な景観行政と用水保全施策の経緯を踏まえながら、金沢市用水保全条例の内容を紹介し、市街地内を流れる用水の機能と地域的役割について述べた。

要約すると、金沢市における用水の多様な用途や非灌漑期における通年通水による用水景観は、1960、70年代に先駆的な用水保全の提言がなされた以前から伝統的にあったものであり、だからこそ貴重な地域資源としての用水に価値を見出し、保全・修景施策を行うことで現在にまでそれが残されてきたといえる。用水保全条例の制定は、そのような従来からあった用水の機能や地域的役割に、条例としての位置付けが与えられることで、それが一層促進される効果をもたらすものであったといえる。そしてこの用水の多面的機能は、用水に関わる土地改良区や都市住民、および金沢市との間の伝統的かつインフォーマルな相互関係に基づいて維持されてきたということが指摘できる。

一方で、用水の水利使用許可をフォーマルに制度化しようという動きもある。河川管理者である石川県は、土地改良区に対して慣行水利権から許可水利権への切り替えを求めており、金沢市にも冬期の通水に対していわゆる「環境用水」としての水利権を取得するよう働きかけている。将来的

に金沢市がこの環境用水というフォーマルな位置付けを適用するのだろうか、そしてもし適用された場合に、現在の伝統的・慣習的でインフォーマルな用水の機能がどのように変わっていくのかは、今後も注目していくべきであろう。

本稿の作成には、平成29～31年度科学研究費補助金基盤研究（C）「市街地内農業用水の適正な利用と維持管理に関するガバナンスの構築（代表者：山下亜紀郎，課題番号：17K03236）」の一部である。

[文 献]

- 秋山道雄（2007）：環境用水の性格と機能。環境技術，**36**，89-93。
古厩忠夫（1997）：『裏日本－近代日本を問いなおす－』岩波書店。
山下亜紀郎（2001）：金沢市における都市住民による用水利用と維持への参加。地理学評論，**74A**，621-642。
山下亜紀郎（2007）：北加賀。藤田佳久・田林 明編『日本の地誌7 中部圏』朝倉書店，561-569。
山出 保（2014）：『金沢を歩く』岩波書店。
吉川勝秀（2005）：水辺からの都市再生の事例－日本と世界の先進的あるいは萌芽的事例－。財団法人リバーフロント整備センター編『川からの都市再生－世界の先進事例から－』技報堂出版。
渡部一二（1984）：『生きている水路－その構造と魅力』東海大学出版会。

英文タイトル

The Characteristics of Canal Conservation Policies and Regional Functions of Canals in Kanazawa City

YAMASHITA Akio